



Title	長谷川晃教授の経歴と業績
Author(s)	郭, 舜; Shun, Kaku
Citation	北大法学論集, 68(5), 173-196
Issue Date	2018-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68227
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol68no5_06.pdf



長谷川晃教授の経歴と業績

郭 舜

長谷川晃教授（法哲学）は、二〇一七年四月一日付けで北海

道大学理事・副学長（教育等担当）に就任され、長年に亘って所属された本研究科を離れることとなった。理事・副学長の任期終了後、本研究科に復帰された暁には定年退職まであと一年を残すことになるが、これまでの同様の例に従い、この機会を区切りとして本号にて同教授の経歴と業績を北大法学論集に掲載するものである。

詳しくは以下に譲るが、長谷川晃教授は一九五四年秋田県のお生まれであり、一九七七年に東北大学法学部を卒業、同年に東京大学大学院法学政治学研究科修士課程に入学され、一九七九年に同研究科博士課程に進学、一九八二年に修了された。一九八三年に北海道大学法学部助教教授として着任され、以来三四

年余りにわたり現在も本学のために尽くされている。

その後一九九一年に本学法学部教授に昇進、二〇〇三年に本学の組織変更に伴い本研究科教授となられたほか、二〇〇四年から二〇〇八年にかけて本研究科附属高等教育研究センター長、二〇一一年から二〇一四年にかけて総長室企画経営室役員補佐・総長補佐および現代日本学プログラム課程設置準備委員会委員長、二〇一四年から一六年にかけては本研究科長・学部長を歴任された。

本研究科においては基礎法講座の同僚とともに法理論研究会（尾崎一郎助教教授（当時）着任を機に法哲学研究会から改称）を立ち上げられ、その発展に尽力されている。また、学外においても一九九八年以来日本法哲学会理事であり、二〇〇六年か

ら一二年にかけて日本学術会議連携会員、二〇一四年から一五年にかけて北海道アイヌ生活上推進方策検討会議委員長などを務められている。

一 研究業績

以下では長谷川晃教授のこれまでの経歴を時系列順に紹介しながら、その学問の展開過程をいくつかの画期にまとめて跡づけることとしたい。

一 一 法哲学への関心の芽生え

長谷川晃教授は一九五四年七月七日に秋田県秋田市に生まれ、一九七三年三月に秋田県立秋田高校を卒業した後、同年四月に東北大学法学部に入学された。当時の東北大学法学部には個性溢れる教官が目白押しであった。「民法三羽鳥」と呼ばれた幾代通・鈴木祿弥・広中俊雄、憲法学の小嶋和司、比較憲法の樋口陽一、行政法の藤田宙靖、西洋法制史の世良晃志郎、政治思想史の宮田光雄、西洋政治史の池田清各教授ら錚々たる教授陣による授業は、一つ一つが際立って個性的であり刺激に富んでいたという。学生時代の長谷川教授は、公法、刑法、基

礎法学、政治学などに特に関心を持たれた。学部三年次に、当時西ドイツ留学から帰朝したばかりの青井秀夫教授の法理学の演習に参加され、当時の最新の議論であった法学的ヘルメノイティクに接して、認識論哲学や法学方法論に大きな興味を持つようになった。当時新築の大学図書館に足しげく通っては法学関係の図書を読み耽る日々を過ごしたという。そのような中、長谷川教授は一つの書物との邂逅を得る。それは、碧海純一・東京大学教授(当時)が若い頃に書き著した『法哲学概論(初版)』であり、それとの出会いは「自分の世界がガラガラと音を立てて崩れ落ちるような」大きな知的衝撃と興奮を伴うものであった。そして、一九七七年三月に晴れて東北大学を卒業した後、同年四月に、長谷川教授は東京大学大学院法学政治学研究所修士課程基礎法学専攻(法哲学)に入学された。指導教官は碧海教授であった。

一 二 碧海シュレーへの入門——法学方法論研究

東京大学大学院入学後、長谷川教授はいわゆる「碧海シュレー」の一員となつて、当時碧海教授のもとに集っていた若手俊英たちと共に法哲学の理論的研究に励まれることとなる。聞くところによれば、東北の俊傑がやってくるというって門下生たち

は興味津々だったようである。当時の碧海教授はカール・ポパー

の哲学に傾倒しておられ、そのこともあって長谷川教授はその著書、とりわけ『推測と反駁』や『客観的知識』から大きな影響を受けた。特に『客観的知識』については、「目から鱗が落ちるとはこのことかと思った」という。また、「碧海シューレ」

には、当時東京大学教養学部で教鞭を取っていた長尾龍一教授も名を連ねており、同教授の大学院演習ではプラトンやホッブズなど法思想史における古典を講読した。また「シューレ」の仲間とは、ルソーやケルゼンなどの読書会で活発に議論を交わし、共通の学問の土台を築くとともに今に続く親交を育んだ。

この間、一九七九年三月には論文「いわゆる解釈学的循環について・合理的再構成の試み」で法学修士号を取得し、その後早くも一九八二年一〇月には「法的正当化の構成と客観性についての一試論：From a generic point of view」によって法学博士号を取得された。この前半部はのちに一九八五年から八七年にかけて『北大法学論集』（三五巻六号、三六巻五・六号、三七巻六号）に掲載されている。この時期に課題とされていたのは、法解釈はいかにして客観的たりうるのかを、科学哲学やトピック論、法学的ヘルメノイテイクなどの最新の成果を踏まえつつ、法的推論・正当化の実践的構造とともに説明することであっ

た。

一―三 フルブライト奨学生として――解釈的法理論の前面化
その後一九八三年七月に、長谷川教授は北海道大学法学部に助教授として着任され、以降、現在に至るまでの三四年間、日本有数の理論法哲学者として本研究科を拠点として活躍されることとなった。

長谷川教授は着任後、程なくしてフルブライト奨学生としての留学の機会に恵まれ、一九八六年から八八年までの約二年間、アメリカで在外研究をされることになった。一年目はカリフォルニア大学バークレー校・法と社会研究センターに滞在された。同センターでP・セルズニックとP・ノネの主宰する法理論の授業などに耳を傾けるとともに、哲学科の言語哲学のJ・サールやD・デイヴィッドソン、道徳哲学のS・シェフラーらの授業にも参加され、意見交換を行いつつ研究を深められた。二年目にはニューヨーク大学ロー・スクールに移られ、ちょうどこの年から開始されたR・ドウォーキンと哲学者T・ネーグルの共同主宰による「法と政治理論コロキウム」に参加し、当時のアメリカ法哲学を賑わわせていたJ・ロールズやT・スキャンロン、D・パーフィット、B・ウイリアムズ、C・テイ

ラーなどのセミナーにも出席された。また、ドゥオーキンやネーゲルがそれぞれ主宰する授業にも出席され、個人面談などもさされて、二人の哲学には非常に大きな影響を受けた。特にこの頃『法の帝国』を著して「解釈的転回」を遂げつつあったドゥオーキンの議論には、学生時代からの法学的ヘルメノイティクへの関心と相俟つて、大きな親近感を覚えたという。実際、これ以降の長谷川法哲学は解釈的な志向をいっそう鮮明にするようになった。

こうした経験を元に、授業・学内行政を精力的にこなす中でアメリカ留学の集大成として上梓されたのが『権利・価値・共同体』（一九九一年）であり、ドゥオーキンの権利論を踏まえつつ、権利を公正の理念と結びつけることによって考察をさらに進めようとするものであった。社会における我々の権利実践を分析するならば、権利には個人中心性、優先性、非還元性という三つの固有の性質が見られる。これを適切に説明するためには、功利主義と行為者基底の理論（ゲワース、ロマスキー）のいずれも不十分であり、権利を個人指向的なたちで個別化された社会的な政治価値として理解する必要がある。このような説明を与えるのがドゥオーキンの権利論であり、その根底には「等しい尊重と配慮」という平等主義的理念がある。しか

し、平等が果たして基底的な価値理念であるか否かは論争的であり、また平等理念からの権利の導出過程にも問題がある。そこで、平等に代わる権利の基底にある価値理念として公正が見出されることになる。このような分析を踏まえ、一方で自由尊重主義（リバタリアン）・保守主義、他方で共同体主義・平等主義に応答しつつ、権利基底的な社会秩序構築の可能性が摸索されるのである。この『権利・価値・共同体』が評価されることよって長谷川教授は一九九一年二月に本学部教授に昇任されるとともに秋田県出身の優れた研究者に与えられる山下太郎学術奨励賞を受賞することとなった。

教授昇任後も執筆活動は休むことなく、法思考の理論と権利論、さらには正義論・平等論に係る論文を次々に発表され、それらの多くは第二の著書『解釈と法思考』（一九九六年）、さらに第三の著書『公正の法哲学』（二〇〇一年）に収載されることとなった。『解釈と法思考』に収められた諸論文は、修士論文以来の法的判断の客観性という課題に対して、解釈と価値の関わりという観点から取り組むものである。ここでは、法的正当化を他の領域を含め一般に見られる解釈実践・正当化実践と連続的なものとして位置づけつつ、その特殊性を規制理念としての法のもつ公共性などに求める試みがなされる。そし

て、ドゥオーキンの解釈学的法理論をその限界を見据えつつ参照することにより、法解釈は具体的な文脈において対話的になされるべきものであること（解釈的対話）が明らかにされ、解釈に開かれた制度としての制定法の体系の理解へと具体化されるのである。

他方『公正の法哲学』は、法的正当化をめぐる争いが正義の最善の解釈とは何かをめぐる対立として理解されるべきことを出発点とする。正義が規範的ディスコースにおいて基底的な位置を占めることが確認された上で、さらに公共的価値としての自由・平等・効率性のトリプレックスがこの正義という、より高次の価値によって統御されることが明らかとなる。これは自己形成の基盤の公共的保障（自立への均しいアクセス）を軸とした分配的正義論へとつながるとともに、高次の価値としての正義が公正の理念によって解釈されるべきであることを導く。

しかし、かくある法や正義が受容されるためには、一定の社会的条件が満たされる必要がある。正義が社会によって受容されるための条件としては、他者の相互尊重を導く「共鳴」、共有された基本的価値の解釈実践である「闡明」、自己利益の追求手段としての協調を超え、正当な正義の闡明によって導かれた価値志向的な「協同」の三つが示される。同時に、高次の価値と

しての正義に基礎づけられた法が、社会において相剋する諸価値の調停者としての役割を果たすことが主張されるとともに、東アジアの非西洋社会が抱える問題が示唆される。この問題はさらに、日本社会においていかにしてリベラルな価値観を内面化した「市民」を創出するかという課題へとつながる。

以上からも看取されるように、二冊の著書は『権利・価値・共同体』において擁護された権利基底的な社会秩序の基礎を、法や正義をめぐる我々の実践の構造を解明することによってさらに深く探求するという性格のものであったといえる。もちろん、収録され（また選に漏れ）た個々の論攷をつぶさに眺めるならば、このような雑駁なまとめを拒むほどの幅広い関心とユニークなアプローチが見られ、周到な議論によって問題が解かれていくさまは圧巻ですらある。

一四 イギリスでの在外研究——「異法融合」への関心

この時期の長谷川教授は、二冊の著書の出版と並行してオーストラリア国立大学社会科学研究センターや国立台湾大学法学院、客員教授として米ウイスコンシン大学ロー・スクールを訪ねられ、新たなアプローチを摸索してもおられた。大きな転機となったのは、二〇〇二年から二〇〇三年まで、文科省在外研

究助成を得て、英ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジの法と政治研究センターに滞在されたことである。『公正の法哲学』を刊行後、教授の関心は種々の法価値の思想的背景の問題へと向かい、それに取り組むためにはイギリスでの研究が有意義と考えてのことだった。思惑通り、同センターでは、一方でJ・ベンサムの研究プロジェクトが進行中であり、他方で法理論セミナーも開催され、旧知のR・ドゥオーキンのほか、一般法理学のW・トワイニング、政治哲学のJ・ウルフ、法思想史のF・ローゼンやP・スコフィールドなど各分野を代表する研究者との面談や議論を通じて新鮮な刺激を受けられることとなった。この中で、ドゥオーキンは米ニューヨーク大学とのジョイント・アポイントメントのため半期のセミナーを主宰しており、長谷川教授はそれに出席するとともに、個人的な面談などを通して縁をさらに深められた。滞在中のロンドンではJ・ラズやJ・ハーバーマスの講演を聞く機会にも恵まれた。また、このときカナダの比較法学者H・パトリック・グレンの著した『世界の法伝統』の初版に出会い、研究の大きなヒントを得たそうであり、その後、親交を結ぶことになる。

帰国後の長谷川先生は、二〇〇四年から四年間、本研究科附属高等法政教育研究センターの第二代センター長を務められる

ことになり、種々の講演会や研究会、シンポジウム・セミナー等を企画・開催して、本研究科の研究教育活動の活性化に尽力された。また、二〇〇五年から五年間の大型研究プロジェクトである科研費基盤研究(S)「法のクレオールと主体的法形成の研究」の代表として、本研究科基礎法学講座の同僚らを率いて共同研究を進めた。このプロジェクトがテーマとして掲げたのは「異法融合の秩序学」であり、この「異法融合」という中核的概念はその後の長谷川教授の研究を導くものとなる。

これまでの著作の中では、社会において法や正義が受容されるための条件は何かという問題に取り組みつつ、さらに進んで個々の社会の置かれた状況の違いに関心が向けられていた。このプロジェクトはそれをさらに推し進めるものであった。「異法融合」という観点の導入は、日本に典型例が見られるような法継受や法変容の過程を、単に受動的で一方的な法の輸入としてではなく、当該社会の法主体による積極的な再構成の動態として理解するという含意をもつ。プロジェクトの目的は、法理論・法史学・比較法などの諸領域を貫通するクレオールの観点に立ち、それを法の一般理論として構築することにあつた。その最終的な成果は二〇一二年に『法のクレオール序説』として北海道大学出版会から刊行されることになるが、それ以前から

関係するシンポジウムやセミナーなどが各地で盛んに行われ、日本のみならず東アジア各国でも大きな関心を集めた。このプロジェクトで扱われた幅広いテーマのうち、長谷川教授が関心を寄せられたのは「異法融合」の要を成す規範翻訳の問題であり、なかならず法的観念がどのような過程・状況において、いかなる主体的解釈の営みを通じて翻訳されるかという問いであった。このような問題関心は、解釈的視座からこれまで取り組んできた社会と法や価値との関わりを歴史的動態の中で位置づけ、議論の射程を拡張するという意義を有しており、現在に至るまでの教授の学問的関心に大きな広がりを与えているといえる。

「法のクレオール」プロジェクトを進める過程では、上記『世界の法伝統』の著者であるグレン教授との研究交流が始まり、二〇〇五年に長谷川教授が加マツギル大学の研究室を訪ねたのを皮切りに、グレン教授が二〇〇六年に本学を訪問、国際シンポジウムでも同席して意見を交換するなど親交を深め、交流は二〇一四年にグレン教授が急逝するまで続いた。グレンの「持続可能で多様な法伝統」という観念は、長谷川教授にとっては、特定の歴史的時点において法価値の意義を形成し正当化する解釈的営為を支える文脈的条件（「背景的価値体」）として位置付

けられ、大きな意義を与えられている。教授の国際的な交流・活躍はこれにとどまらず、二〇〇五年に瑞ローザンヌ大学・イス比較法研究センターと交流を開始するとともに、二〇〇八年に英（ウエルズ）スウォンジー大学法学院、二〇〇八年には米コーネル大学ロー・スクールで客員教授に招聘されている。このほか、現在に至るまで多くの国際シンポジウムなどにも招かれていた。それに伴い英語論文も多く刊行されており、研究活動は国境を超えた広がりを見せ現在も活発に行われている。

長谷川教授は現在の理事・副学長の激務の中でも法哲学への関心を堅持しておられる。教授は、願望であるとしながらも、依頼原稿も含め英文論文をあと数本著し、これまでの英語論文を編んで公刊し、さらに規範の哲学に係る「小著」をまとめることを企図しておられる。長谷川教授の法哲学は、そのときに完成を見るのであろう。

二 教育および学内外行政

巨大な学問的貢献にもかかわらず、長谷川教授の研究者としての責任感はそのみへの専心を良しとすることはなかった。まず、教授の薫陶を受けた多くの後進研究者がそれぞれの分野

の中核的存在になりつつある。大学院において主指導教員として指導を受け、その後研究者となった者こそいないが、副指導教員として主指導教員の今井弘道教授（現在は本学名誉教授）とともに熱心に指導に当たられ、八名の法哲学研究者を育てた。これ以外に、長谷川教授の指導の下で修士課程を修了しながら研究者以外の進路を選んだ大学院生は七名に上る。そして、他の基礎法学分野、実定法学で、さらには学部を超えて、本研究科で学んだ大学院生、さらには若手・中堅教員のうちには、演習や研究会などにおいて教授の警咳に接し、その温厚かつ氣遣いに溢れたお人柄、そして誠実な学問氣風から大きな影響を受けた者が少なくない。

周囲の信望は、いうまでもなく学内においても教授に閑を得ることを許さず、二〇一一年から約四年間、北海道大学本部総長室・企画経営室役員補佐を務められた後、二〇一四年からの二年間は本研究科長・学部長として重責を担われた。折しもこの時期は国立大学法人中期計画・目標期間の第三期開始を目前にしており、教授は大学本部および本研究科・学部の二つの異なった組織レベルにおいて、計画・目標の策定にその辣腕を發揮されたこととなる。そして、理事・副学長になられた今、奇しくも自らこの計画・目標の実施を指揮する側に立たれている。

本研究科長・学部長時代に独断的な大学運営に対して筋の通った批判を続けられてきたことは、リベラリストとしての長谷川教授の面目躍如たるものであるが、現総長からの信任も非常に厚く、これまでもまして多忙な毎日を送られている。このほか、学会運営への貢献も多大であり、日本法哲学会理事をすでに二〇年以上務められている他、その誠実な仕事ぶりは学会・学界の垣根を超えて多くの研究者の堅い信頼を得ている。

三 経歴

一九五四年七月 秋田県に生まれる

一九七七年三月 東北大学法学部卒業

同年四月 東京大学大学院法学政治学研究所修士課程

入学

一九七九年三月 同修了 修士（法学）

同年四月 東京大学大学院法学政治学研究所博士課程

入学

一九八二年一〇月 同修了 博士（法学）

一九八三年七月 北海道大学法学部助教

- 一九八六年九月～八八年六月
カリフォルニア大学バークレー校法と社会
研究センター及びニューヨーク大学ロー・
スクール法・哲学・社会理論プログラム
客員研究員
- 一九九一年二月
北海道大学法学部教授
- 一九九八年九月
オーストラリア国立大学社会科学研究院哲
学プログラム・ビジター
- 二〇〇二年三月
ウィスコンシン大学ロー・スクールJ・B・
マクドナルド客員教授
- 二〇〇二年九月～〇三年七月
ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジ
政治・法・社会研究センター客員研究員
- 二〇〇三年四月
北海道大学大学院法学研究科教授（組織変
更）
- 二〇〇四年四月～〇八年三月
法学研究科附属高等法政教育研究センター
長
- 二〇〇五年六月
スイス比較法研究所・ビジター
- 二〇〇八年一〇月～〇九年三月
スウオンジー大学法学院客員教授
- 二〇一〇年八月～一〇月
コーネル大学ロー・スクールクラーク東ア
ジア法・文化プログラム・モリ・ハマダ&
マツモト特別訪問教授
- 二〇一一年四月～一四年一二月
北海道大学総長室企画経営室役員補佐・総
長補佐
- 二〇一三年四月～一五年三月
北海道大学現代日本学プログラム課程設置
準備委員会委員長
- 二〇一四年一二月～一六年一二月
法学研究科長・法学部長
- 二〇一七年四月～現在
北海道大学理事・副学長（教育等担当）

四 業績一覧

〔著書・論文等〕

一九八四年

長谷川晃「ミュンヒハウゼンのトリレンマ」木鐸二号、六一—七頁

一九八五年

長谷川晃「法的正当化の構成についての一考察」日本法哲学会編 法哲学年報一九八四『權利論』（有斐閣）、一二四—一四一頁

長谷川晃「事実と価値——『非—倫理的』観点からのノート——」上原行雄・長尾龍一編『自由と規範——法哲学の現代的展開』（東京大学出版会）、一七七—二〇三頁

長谷川晃「法の正当化の構成と客観性についての一試論——」(一) —from a generic point of view—」北大法学論集三二五卷六号、八四九—九五九頁

一九八六年

長谷川晃「法的正当化の構成と客観性についての一試論——」

(一) —from a generic point of view—」北大法学論集三二六卷五・六号、一四八九—一五五八頁

一九八七年

長谷川晃「法の正当化の構成と客観性についての一試論——」(二) —from a generic point of view—」北大法学論集三七卷六号、八二五—八九二頁

一九八九年

長谷川晃「平等・人格・リベラリズム—R・ドゥオーキンの平等論をめぐって—」思想七七五号、五三—八一頁

Ko Hasegawa, "The Plasticity of Persons and the Concept of Rights" 北大法学論集三九卷五・六号、一五四九—一五二九頁

長谷川晃「権利の観念は無意味か?—Jeremy Waldron: *Nonsense upon Stilts*. Chapter 6—の注釈と若干の検討」北大法学論集四〇卷二号、四二七—四五四頁

一九九〇年

長谷川晃「シンポジウム要略」法哲学年報一九八九『法的思考

の現在』(有斐閣)、一〇八一―一四頁

一九九一年

長谷川晃「権利・価値・共同体」(弘文堂)

長谷川晃(共著)「アメリカ憲法訴訟基礎論―ペリー教授北大講演リポート」ジュリスト九九二号、一一六―一二五頁

長谷川晃「準拠枠の神話」を越える道」ポバール・レター三巻二号、一―三頁

一九九二年

長谷川晃「実践的推論と『法と経済学』へのコメント」法哲学年報一九九一年報一九九一年「実践性と法」(有斐閣)、一〇五―一〇八頁

長谷川晃「法のモラル」大庭健他編著『道徳の理由』(昭和堂)、一二四―一四五頁

長谷川晃「法における〈証明〉」数学セミナー一九九二年一月号、四四―四八頁

一九九三年

長谷川晃「リベラルな平等についての覚え書き」北大法学論集四三巻五号、一二六―一二四五頁

長谷川晃「法における解釈的転回 (The interpretive turn)」法

社会学年報四五号『法の解釈と法社会学』一四―三六頁
長谷川晃「[書評] M. A. Glendon: Rights Talk」国家学会雑誌

一〇六巻一・二合併号、一六三―一六四頁
一九九四年

長谷川晃「[書評] J・ラズ・権威としての法」図書新聞二二二八号、四頁

長谷川晃「解釈的対話の可能性」思想八四三号、二二―四二頁
長谷川晃「〈公正な市場〉の法」法哲学年報一九九三『市場の

法哲学』、六一―七〇頁

一九九五年

長谷川晃「[書評] R・ドウウォーキン・法の帝国」週刊読書人二二二二号、四頁

長谷川晃「[書評] 松浦好治:法と比喩・森村進:財産権の理論」ジュリスト一〇七五号、一八六―一八七頁

一九九六年

長谷川晃「解釈と法思考」(日本評論社)

Ko Hasegawa, "Open and Closed Relativism (1)" ポパー・レター

八巻二号、六一八頁

一九九七年

Ko Hasegawa, "Open and Closed Relativism (2)" ポパー・レター

九巻一号、五一七頁

長谷川晃「統一テーマ〈多文化時代と法秩序〉について」法哲

学年報一九九六『多文化時代と法秩序』（有斐閣）、一一五頁

長谷川晃「シンポジウム要略」同上『多文化時代と法秩序』、

一一二―一一九頁

長谷川晃「リベラリズムの断裂」あろろーら八号、一七六一―

八二頁

長谷川晃「ポストモダンリズムと正義論」法の理論一七号、四七

―七八頁

一九九八年

長谷川晃「市民の時代の公共哲学」今井弘道編『市民の時代』

（北海道大学図書刊行会）、一五九―一九八頁

Ko Hasegawa, "Legal Reasoning and Interpretation of

Justice" 北大法学論集四八巻五号三二二―三三〇頁

一九九九年

長谷川晃編『北大法学部ライブラリー〈四〉市民の秩序のゆくえ』（北海道大学図書刊行会）

長谷川晃「正義はいかに受容されるか」、同上『北大法学部ラ

イブラリー〈四〉市民の秩序のゆくえ』、一六五―二〇頁

長谷川晃「アジア社会における普遍的法の形成」北大法学論集

五〇巻三号、二六一―二七八頁

二〇〇〇年

長谷川晃「公共的観点とリベラルな平等論」三島淑臣ほか編『人

間の尊厳と現代法理論』（成文堂）、四五五―四七九頁

長谷川晃「〈法〉の解釈的再構成、あるいは法哲学教育の意義

―一研究者の視角から』月刊司法改革一卷二二号、二二―二

五頁

長谷川晃「書評」K・R・ポパー「開かれた宇宙」思想九二二号、

一四四―一四八頁

二〇〇一年

長谷川晃『公正の法哲学』（信山社）

長谷川晃「よき生と正義」法の理論二二号、二一九―二二五頁

- 長谷川晃「二一世紀の〈法の概念〉」日本学術会議北海道地区
会議ニュース三四号、二二三頁
- 長谷川晃「二一世紀の価値多元社会と法の哲学を求めて」学術
の動向二〇〇一年一〇月号、七〇―七二頁
- 長谷川晃「地域教育とコミュニティケーション・ネットワーク」学
術の動向二〇〇一年一二月号、七五―七八頁
- Ko Hasegawa, "Constitutional Gaps in Japan", *Proceedings of
the Kyoto American Studies Summer Seminar 2000*, Center
for American Studies, Ritsumeikan University, p.77-81
- 二〇〇二年
- 長谷川晃「多元的自我とリベラルな法共同体」佐々木毅・金泰
昌編『二一世紀公共哲学の地平』（東京大学出版会）、二二一
―二四四頁。
- 長谷川晃「カール・ポパーのリベラリズム」ポパー哲学研究会
編『批判的合理主義（二）応用的諸問題』（未来社）、二二一
―二四四頁。
- 長谷川晃「ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論」海外社会
保障研究一三八号、三四―四二頁
- 長谷川晃「法解釈と正義論―法哲学の視角から―」法律時報
- 二〇〇二年八月号、七九―八三頁
- 長谷川晃「書評」平野仁彦・亀本洋・服部高宏著：『法哲学』
法学教室二〇〇二年九月号、六四頁
- Ko Hasegawa, "The Permeation of Values and the
Transformation of Law in Asian Societies", *Proceedings of
the 4th Conference on East Asian Jurisprudence*, University
of Hong Kong, Vol. 1, pp.1-24
- Ko Hasegawa, "Environment as Common Good and Equality
among Generations", *The PIE Discussion Paper*, No. 98
- 二〇〇三年
- 長谷川晃「市場における法的正義とは何か」法律時報七五卷一
号、二五―二九頁
- 長谷川晃「書評」R・ドゥオーキン・平等とは何か＋小泉良幸：
リベラルな法共同体」週刊読書人二四六八号
- Ko Hasegawa, "The Structuration of Law and Its Working in
the Japanese Legal System", J. Vanderlinden et al. eds., *La
Structure des Systemes Juridiques*, Emile Bruylant, pp.319-349

二〇〇四年

長谷川晃・角田猛之編『ブリッジブック法哲学』（信山社）

長谷川晃「〈競争的繁栄〉と知的財産法原理」知的財産法政策学研究三号、一七―三四頁

長谷川晃「仮想的保険と倫理的リベラリズム」法の理論二三号、一三―三六頁

長谷川晃「〈憲法と民法〉と法概念の問題」法律時報九四〇号、七八―八一頁

長谷川晃「公正な法とその公共性」早稲田政治経済学雑誌三五七号、二二―二七頁

長谷川晃「ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論」塩野谷祐一ほか編『福祉の公共哲学』一一―一三九頁

Ko Hasegawa, "On Prof. Will Kymlicka's Thinking about the Rights of Indigenous People", *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, Beiheft 96, pp.85-93

Ko Hasegawa, "Human Well-being and Public Provision", 北大法学論集五四卷六号、四〇四―四三二頁

二〇〇五年

長谷川晃「書評」田中成明編『現代法の展望―自己決定の諸相』

書齋の窓二〇〇五年三月号、四八―五一頁

長谷川晃「法と市場の間」稗貫俊文ほか編『厚谷襄児先生古稀記念論集 競争法の現代的諸相（上）』（信山社）、五七―八一頁

長谷川晃「シンポジウム〈競争秩序への多元的アプローチ（一）〉」報告二（法と市場の間）北大法学論集五六卷一号、二一四―二三〇頁

長谷川晃「法的空間の多元重層性」民商法雑誌一三三卷三号、四四七―四六八頁

二〇〇六年

長谷川晃「規範衝突の解釈学」法学六九卷六号、九七九―一〇一〇頁

長谷川晃「主体・法・正義―リベラルな平等のポテンシャル」法社会学六四号、八六一―一〇一頁

長谷川晃「法学教育の行方―国際シンポ〈法学教育改革…反省と展望〉に参加して」法学教室三〇八号、六一―七頁

長谷川晃「共通善・時間・責任」鈴木興太郎編『世代間衡平性の論理と倫理』（東洋経済新報社）、三〇三―三三六頁

長谷川晃「共通善・私的善・公共善」金泰昌ほか編『世代間関

係から考える公共性』(東大出版会)、三七一六八頁

長谷川晃「先住民の知的財産保護における哲学的文脈」知的財産法政策学研究一三号、二七―五一頁

長谷川晃「法の支配」という規範伝統」(法哲学年報二〇〇五『現代日本社会における法の支配』(有斐閣)、一八―二八頁

Ko Hasegawa, "Legal Education Reform and the Idea of Law: General Remarks for the International Conference on Legal Education Reform" *Wisconsin International Law Journal*, Vol.24, No.1, pp.23-29

二〇〇七年

長谷川晃「法のクレオール」の概念をめぐる基礎的考察」北法学論集五八巻三号、二四四―二六九頁

長谷川晃「書評」ロナルド・ドゥオーキンの法―政治哲学の包括的検討」アメリカ法二〇〇六―二二二号、三〇七―三二二頁

二〇〇八年

長谷川晃「解釈的法思考の基底」青井秀夫・陶久利彦編『ドイツ法理論との対話』(東北大学出版会)、三〇三―三三二頁

長谷川晃「法が生まれるとき：法哲学的スケッチ」林信夫・新

田一郎編『法が生まれるとき』(創文社)、三〇―三三二頁

長谷川晃「アイヌ民族の〈多形的〉統合」劉幸義編『法學理論與文化』(新學林出版)、二一九―二三五頁(同中国語訳三三二―三四八頁)

二〇〇九年

長谷川晃「自由の背面」大野達司ほか編『公共空間における個の自律』(風行社)、三二―三九頁

Ko Hasegawa, "Incorporating Foreign Law through Translation" Andrew Halpin et al. eds., *Theorizing the Global Legal Order*, Hart Publishing, pp.85-106

Ko Hasegawa, "Between Rights and 'Kenri'" E. Caslin-Retaine, ed., *Legal Engineering and Comparative Law*, Vol.2, Schulthess, pp.87-103

二〇一〇年

Ko Hasegawa, "The Idea of Enlightened Localism and the Polymorphic Integration of Ainu" *Comparative Sociology*, No.9, pp.663-685

長谷川晃「ヘリーガル・ガバニング」の観念」新世代法政策学

研究六号、二五五―二八四頁

長谷川晃「法と経済学をめぐる法観念の相剋」宇佐美誠編『法学と経済学のあいだ』（勁草書房）、二一―四三頁

二〇一一年

長谷川晃「ドゥオーキンのリーガリティ論」宇佐美誠・濱真一郎編『ドゥオーキン』（勁草書房）、六七―八六頁

長谷川晃「平等・憲法・原理」同上『ドゥオーキン』、二一五―二二二頁

長谷川晃「二一世紀の法の概念」法の理論三〇号、六五―八二頁

Ko Hasegawa, "How Can Law Hold Hope in Cultural Complexity? —Critical Comments on Prof. Annelise Riles' View of Law and Culture" (<http://meridian180.org/node/246>)

二〇一二年

長谷川晃「法的世界の成り立ち」・「法と権利保障」・「諸法の相互関係と法の解釈」道幸哲也・加藤智章編著『新訂 市民社会と法』（放送大学教育振興会）、第一・二・三章

長谷川晃編『法のクレオール序説―異法融合の秩序学』（北海道大学出版会）

長谷川晃「法のクレオールと法的観念の翻訳」同上『法のクレオール序説―異法融合の秩序学』、一―三二頁

長谷川晃「文化的異質性の中の法形成」陳起行・江玉林他編『後継受時代の東亜法文化』（元照出版社）、二五―三七頁

二〇一三年

長谷川晃「書評」…現代法の変容」書齋の窓六二七号、五六―六〇頁

二〇一四年

長谷川晃「規範理論と実証研究との接合可能性について」北社会科学実験センター・ワーキング・ペーパー No. 142 (<http://lynxlethokudai.ac.jp/cerss/workingpaper.html>)

長谷川晃「異法融合の秩序学」東洋大学国際哲学研究センター『国際哲学研究 別冊四：〈法〉の移転と変容』、七一―一五頁

Ko Hasegawa, "Getting through National Responsibility toward Global Justice" *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, Beiheft 139: Human Rights and Global Justice, pp.81-87

長谷川晃【共編著】『ブリッジブック法哲学(第二版)』(信山社)

二〇一五年

Ko Hasegawa, "Normative Translation in the Heterogeneity of Law", *Transnational Legal Theory*, Vol.6: 3-4, pp.501-517 (<http://dx.doi.org/10.1080/20414005.2015.1126111>)

二〇一六年

Ko Hasegawa, "The Dynamics of 'Confluence' in a Legal System—Comments on H. Patrick Glenn's Insights on Legal Traditions", *Transnational Legal Theory*, Vol.7: 1, pp.1-8 (<http://dx.doi.org/10.1080/20414005.2016.1170472>)

Ko Hasegawa, "The Arctic as Common Good", Dawid Bunikowski ed., *Philosophy of Law in the Arctic*, Rovaniemi, pp.32-38 (E-book, http://www.narctic.org/media/1596499/tn-arctic-law_-_bunikowski_-_philosophy-of-law-in-the-arctic.pdf)

長谷川晃「法の混成的妥当」角田猛ほか編『法理論をめぐる現代的諸問題』(晃洋書房)二〇一三—二〇一四頁。

二〇一七年

Ko Hasegawa, "How to Deal with the Multiplicity of Law" (*Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, Beiheft 152: Insights about the Nature of Law from History, pp.97-104

Ko Hasegawa, "Interactive Reason in Law" (Shortly published in *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, 2017)

Ko Hasegawa, "The Fabric of Normative Translation in Law" (Shortly published in the Commemorative Essays for the

late H. Patrick Glenn, Cambridge University Press, 2017)

【翻訳】

エルンスト・トールピッチャ『認識と幻想』(木鐸社、一九八四年)

【共訳】

シュームズ・E・ハーゲット「現代アメリカにおける法思考の諸傾向」北大法学論集三五巻五号、六四二—六一九頁(一九八五年)

ジョセフ・ラズ『自由と権利』(勁草書房、一九九六年)【共訳】

ベンジャミン・グレッグ「不確定的な世界における社会批判の可能性(一)」北大法学論集五〇巻三号、二三五—二五六頁(一九九九年)【共訳】

ベンジャミン・グレッグ「不確定的な世界における社会批判の

turn)」

可能性(二・完)」北大法学論集五〇巻四号、三三五―三二六

五頁(一九九九年)「共訳」

一九九三年

ジョンナサン・ウルフ「不利への対処と人間の善」北大法学論集

北大思想史研究会「書評」M・サンデル『自由主義とその限界』

五七巻一、四二四―四〇三頁(二〇〇六年)「共訳」

日本法哲学会・コメント「実践的推論と『法と経済学』へのコ

・エリック・ヤマモト「正義の実現による社会的平癒」北大法

メント」

学論集五九巻四号、三四二―三二六頁(二〇〇八年)「共訳」

一九九四年

「学会・研究会報告」

北大英米法研究会・報告「明文にない権利の正当化をめぐって」

一九八四年

日本法哲学会・報告「〈秩序ある市場〉の法」

北大法学会・報告「規範的正当化のシステムについての若干の

考察」

一九九九年

日本法哲学会・報告「法的正当化の構成についての一考察」

第三回東アジア法哲学会(ソウル)・報告「アジア法の普遍的形成」

一九八八年

二〇〇一年

北大法学会・報告「平等・人格・リベラリズム―R・ドゥオー

北大法学研究科高等法政教育研究センター公開シンポジウム

キンの平等論をめぐって」

(体制改革としての司法改革を考える)・コーデイナー

北大法学研究科高等法政教育研究センターシンポジウム(法学

一九九二年

教育のこれから―学ぶ側の視点から考える)・パネリスト

日本法社会学会・報告「法における解釈的転回(The Interpretive

北大法学研究科法理論研究会・コメント「法的推論研究の近況」

国立台湾大学法律学院特別セミナー（台湾）・報告「The Idea of Rights in Japan」

The 4th East Asian Jurisprudence Conference (Hong Kong)・Lecture “The Permeation of Values and the Transformation of Law in Asian Societies”

北大法学研究科高等法政教育研究センター国際シンポジウム〈法形成における立憲的合意の意義〉報告「The Permeation of Values and the Transformation of Law in Japan」

日本学術会議基礎法研連シンポジウム〈法曹養成と基礎法学〉

報告「法解釈と正義論—法哲学の視角から—」

日本学術会議第二部公開シンポジウム〈日本社会の変容と教育の将来〉報告「地域教育とコミュニケーション・ネットワーク」

二〇〇二年

University of Wisconsin Law School (USA)・Lunch Talk “Philosophy of Law from a Japanese Perspective”

University of Wisconsin Law School・Special Group Discussion “Beauty in Law”

関西法理学研究会・報告「多元的自我とリベラルな法共同体」

The 14th World Congress of Comparative Law (Brisbane)・

National Report “The Structuration of Law and Its Working in the Japanese Legal System”

二〇〇三年

民科法律部会研究会シンポジウム〈憲法と民法〉・コメント

北大法学研究科二一世紀COE〈新世代知的財産法政策学の国際拠点形成〉国際ワークショップ・コメント

関西大学重点領域研究〈規範学の再構築〉研究会・報告：「〈均しい自由〉の規範伝統」

北大法学研究科法理論研究会・報告「等しい自由」の規範的伝統」

北大法学研究科法形成論ランチョン・報告「イングランド法哲学の現況」

二〇〇四年

北大法学研究科高等法政教育研究センター〈センター・イブニング・セミナー〉・講演「正義感覚を考へる」

一橋大学経済研究所現代規範理論研究会報告「法と市場の間」再考」

同志社大学法学部法哲学セミナー・報告「イングランド法哲学の現況」

科研特定領域研究〈地球温暖化問題をめぐる世代間衡平性と負

担原則〉研究会・報告「共通善・時間・責任」

北大法学研究科高等教育センターシンポジウム〈法と社会

の共変化〉・報告「The Creole of Law and Connected Critic」

横浜国立大学国際社会科学研究所〈分配的正義の経済理論・政

治思想および政策〉

研究会・報告「Human Well-being, Public Provision, and Market」

早稲田大学政経学部二一世紀COEコンファレンス〈開かれた

政治経済制度の構築〉・報告「公正な法とその公共性——つ

の素描——」

The 7th World Congress of International Association of Social

Choice and Welfare—Session on Distributive Justice・

Lecture “Human Well-being and Public Provision”

The Roundtable for Jurisprudence in the 21st Century East

Asia・Lecture “How Should We Care about Law in East

Asia?”

第五六回公共哲学京都フォーラム〈将来世代・自他・公共世界〉・

発題「共通善・公共善・私的善」

法制史学会シンポジウム〈法の生まれるとき〉・コメント

科研費基盤研究（A）〈競争秩序への多元的アプローチ〉・報告

「法と市場の間」

二〇〇五年

京都大学法学研究科二一世紀COEシンポジウム〈二一世紀の

新しい法秩序〉・報告「法的空間の多元重層性」

日本法社会学会・分科会〈承認の政治と法主体〉・報告「主体・

正義・法——リベラルな平等〉のポテンシャル」

北大法学研究科二一世紀COE〈新世代知的財産法政策学の国

際拠点形成〉国際ワークショップ（台北）・報告「The Deep

Context of the Intellectual Property Rights for Indigenous

People”

日本法哲学会〈統一テーマ「現代における法の支配」〉・報告「〈法

の支配〉とどう規範伝統」

北大法学研究科法理論研究会・報告「規範衝突の解釈学」

神戸大学法学研究科二一世紀COE研究会・報告「市場の法と

理論についての法哲学的パースペクティブ」

法政大学法科大学院クリニック研究会・講演「法思考と正義論」

科研費基盤研究（S）〈法のクレオールと主体的法形成〉研究会・

報告「〈法のクレオール〉の概念」

二〇〇六年

北大法学研究科二一世紀COE〈新世代知的財産法政策学の国際拠点形成〉研究会・報告「先住民の知的財産保護の哲学的文脈」

北大法学研究科法理論研究会・報告「法の伝播／拡散 (Diffusion of Law) をめぐって」

二〇〇七年

Univ. of Wales Swansea School of Law Lunchtime Discussion “Globalization and Law from My Research Perspective”

北大法学研究科法形成論ランチョン報告：「法理論と法実践をめぐって」
「R・ドゥオーキンの近著から」

日台法哲学シンポジウム(台北)・報告「アイヌ民族の〈多形的〉統合」

国立台湾大学法律学院〈文化・法律・社会〉ワークショップ(台北)・報告(一) “The Digression of Freedom”; (2) “On the Context in Law”

二〇〇八年

International Conference on Theorizing Global Legal Order

(Swansea, UK)・Lecture “Incorporating Foreign Law through Translation”

国立台湾大学法律学院〈文化・法律・社会〉シンポジウム(台北)・報告 “Interpretive Remarks on the Idea of Rights in Japan”

The 25th Anniversary Symposium of Swiss Institute of Comparative Law (Lausanne)・Lecture “Between Rights and ‘Kenri’”

日本法哲学会ワークショップ〈東アジアの法文化：その多元重層性〉・報告「法文化へのアプローチと法多元主義」

二〇〇九年

The 24th World Congress of International Association of Legal and Social Philosophy Special Workshop on “Multiple Legal Culture in East Asia” (北京) “Approach to Multiple Legal Culture and the Idea of Legal Pluralism”

日本法哲学会ワークショップ〈ロナルド・ドゥオーキンの法哲学〉・コメント

北大法学研究科グローバルCOEワークショップ・報告「多元分散的な法的統御をめぐる法哲学的諸問題」

関西大学法学研究所特別セミナー〈EU統合とトルコ〉・コメ

ント

東京工業大学科研費基盤研究(B)〈法と経済学の総合的研究〉
シンポジウム・報告「法と経済学をめぐる法観念の相剋」

二〇一〇年

関西大学人権講演会・講演「アイヌ民族との共生を目指して—
法理論の視点から—」

札幌日本医療メデイエーター協会講演会・講演「医療における
正義とケアの倫理」

二〇一一年

日仏会館国際ワークショップ〈グローバルな法とグローバル法
理論〉・報告「Anchoring Normative Spaces in Global Legal
Order」

第一〇回IVR神戸記念レクチャー・東京セミナー〈グロー
バルな正義とナショナリティ〉・コメント「Getting through
National Responsibility toward Global Justice」 Chinese
University of Hong Kong Comparative Legal Culture
Seminar (Hong Kong)・Lecture “Translation of Normative
Ideas in the Heterogeneity of Law”

Chinese University of Hong Kong Lunch Time Seminar (Hong

Kong)・Lecture “Legal Philosophy in Japan Today, A
Sketch of Its Transformation after WWII”

国立台湾大学法律学院法文化論セミナー(台北)・報告
“Normative Translation in the Heterogeneity of Law”

二〇一二年

第八回東アジア法哲学会(台北)・基調講演「異質性の中の法
形成——クレオール論的視点から」

日仏会館国際ワークショップ〈グローバルバリゼーションにおける
新たな規範空間〉・コメント

北大法学研究科法理論研究会・報告「ジョン・R・サールの社
会存在論」

北大文学研究科異分野融合研究推進事業研究会・報告「道徳的
主体性の位置」

神戸大学科研費基盤研究(B)〈公法学からの市民社会への学
際的・構成主義的接近〉シンポジウム・コメント

二〇一三年

The 3rd Meeting of East Asian Law and Society Conference

- Special Workshop on the Meridian 180 (上海)・Lecture
"Theorizing Law in Cross-cultural Setting"
東洋大学国際哲学研究センター国際シンポジウム〈法の移転と
変容〉・基調講演「異法融合の秩序学」
コーネル大学ロースクール・中国清華大学法学院共同国際シン
ポジウム〈グローバル時代の比較法―転成と革新〉(北京)・
基調講演 "Normative Translation in the Heterogeneity of
Law"
北大法学研究科法理論研究会・報告「グローバルな〈シンポリッ
ク・ネットワーク〉」
東京大学文学研究科異分野融合研究推進事業成果発表ワー
クショップ・報告「規範的判断と経験的実証」
- 二〇一四年
The 24th World Congress of Comparative Law Special Session on
the Dynamics of Language in Comparative Law (Wien)・
Comment
二〇一五年
北大法学研究科法理論研究会・報告 "Interactive Reason in
Law"
The 26th World Congress of International Association of
Legal and Social Philosophy Plenary Lecture (Washington
DC, USA) "Interactive Reason in Law"
The 4th Meeting of East Asian Law and Society Special
Workshop on Law as Translation (東京)・Lecture "Law as
Translation"
二〇一六年
同志社大学科研費基盤研究 (B) 〈トランスナショナル・ロー
の法理論〉研究会・コメント
二〇一七年
The 2017 Taiwan Legal Hybridity Workshop at Academia
Sinica (Taipei)・Lecture "Normative Translation as the
Drive of Legal Hybridity"
北大法学研究科法理論研究会・報告「解釈主義的法理論とトラ
ンスナショナル・ロー―一つの展望―」

〔共同研究（研究代表者）〕

議委員長

二〇〇三～〇五年 科学研究費基盤研究（B）「文化のクレオールと法の構造化」 二〇一七年～現在

北海道青少年科学文化財団理事

二〇〇五～〇九年 科学研究費基盤研究（S）「法のクレオール」と主体的法形成の研究」

二〇〇六～〇八年 国立台湾大学法律学院研究プロジェクト

「東アジアの人権法文化」（共同代表者）

二〇〇七～〇八年 Theorizing Global Legal Order Project
(Swansea University School of Law, UK) (共同主催者)

〔社会貢献・社会活動等〕

一九九八年～現在 日本法哲学会理事

一九九八～二〇〇二年 アイヌ北海道会議委員

二〇〇五～〇八年 日本法哲学会企画委員会委員長

二〇〇六～一二年 日本学術会議連携会員

二〇一〇～一五年 日本法哲学会年報書評委員・学術奨励

賞審査委員

二〇一二～一四年 大学評価・学位授与機構法科大学院認

証評価部会委員

二〇一四～一五年 北海道アイヌ生活上推進方策検討会